

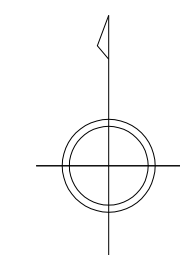
1:2,500

筑前町基本図 6



1	2	3
5	6	7
11	12	13

行政区画



記号

- 標高 27.2 三角点
 - 標高 25.62 三角点
 - 標高 42.3 三角点
 - 標高 98.6 三角点
 - 標高 25.53 三角点
 - 標高 15.3 三角点
 - 標高 15.8 三角点
- △ 標高 27.2 三角点
 - △ 標高 25.62 三角点
 - △ 標高 42.3 三角点
 - △ 標高 98.6 三角点
 - △ 標高 25.53 三角点
 - △ 標高 15.3 三角点
 - △ 標高 15.8 三角点
- 標高 27.2 三角点
 - 標高 25.62 三角点
 - 標高 42.3 三角点
 - 標高 98.6 三角点
 - 標高 25.53 三角点
 - 標高 15.3 三角点
 - 標高 15.8 三角点
- 標高 27.2 三角点
 - 標高 25.62 三角点
 - 標高 42.3 三角点
 - 標高 98.6 三角点
 - 標高 25.53 三角点
 - 標高 15.3 三角点
 - 標高 15.8 三角点

国際航業株式会社調製

筑前町

撮影 平成16年11月 C1-1107-1110
 測図 平成17年2月 ステレオプロッタA8
 現図 平成18年12月

撮影 令和5年6月 06-0028-0030
 測図 令和5年7月 07-0013-0017
 現図 令和5年8月 08-0004-0006
 測図 令和6年3月 SUMMIT
 現図 令和5年8月

0 50 100 200 300 400 500m 1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号) 平16 九公 第309号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号) 希5九公第125号」

本図は平成17年国土交通省告示第9号の規定による第1段階系
 投影は横メルカトル図法
 図面に表示してある座標値はメートル単位
 標高の基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル
 平成測量標準法は世界基準2011に対応